

J T S U - E 水地申第 7 号  
2 0 2 2 年 1 1 月 2 4 日

東日本旅客鉄道株式会社  
水戸支社長 小川 一路 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合  
水戸地方本部  
執行委員長 黒澤 純一

原ノ町運輸区一部管理者によるハラスメント行為を直ちに是正し、  
正常な職場運営と職場環境の再構築を求める申し入れ

原ノ町運輸区では、ここ数年の間に定年退職者を除く 3 名の社員が退職しています。退職を決断した理由にはそれぞれありますが、一部退職者からは原ノ町運輸区一部管理者によるハラスメント行為がその原因であると言われており、そしてそれを裏付けるように職場の組合員や未加入者からもそのハラスメント行為に対する不満や怒りの声が上がられています。

その実態の一例を挙げれば、「面談時に、自己申告書に希望外の事柄を記入する様に強要された」「会社施策を担うにあたり相談をした際に、意欲を低下させる対応がされた」等をはじめとするパワハラや職場内での恫喝染みた言動、さらには常軌を逸したセクハラ行為などハラスメント行為が横行しています。挙句には、個人的な郵送物を職場で受け取るなど、まさに職場を私物化したような言動に多くの社員が呆れ果て、退職にまで追い込まれる現実をも生み出しています。

現場長は、この現実に対して「事実かどうか分からないので答えようがない」として「事実確認はする」と述べています。しかし、原ノ町運輸区だけではなく多くの社員がこの一部管理者の言動を把握し、怒りの声を挙げていることから同じフロアにいる現場長が知らないはずがありません。このような一部管理者を野放しにし、守ろうとすることによって多くの社員が幻滅していることを受け止めるべきです。そして、このようなハラスメント行為が続けば、労働に対するモチベーションの低下を招くばかりか新たな離職者を生み出しかねません。社員がハラスメントに日々怯え、不安を抱きながら業務をしなければならない職場環境は直ちに是正しなければなりません。

2 0 2 0 年 6 月にパワハラ防止法が適用され、2 0 2 2 年 4 月には中小企業においても防止措置が義務化される等、世間のハラスメントに対する関心は日々高まっています。職場で発生しているハラスメント行為に対して防止策を検討するどころか黙認・容認する現場長の姿勢は安全配慮義務違反にも相当するものであり、絶対に認められるものではありません。そして、会社は社員の不幸事に対しては、これまでも長期にわたる日勤教育を含めて厳正なる対応を行ってきたはずですが、一方では処分を行い、このようなハラスメント行為によって職場秩序を著しく乱す行為に対しては“お咎めなし”では誰も納得するはずがありません。

輸送サービス労組は、あらゆるハラスメント行為を許さず、是正に向けてはあらゆる対応を検討し、労働者の利益を守り抜く決意です。よって、あらゆるハラスメントを是正・撲滅し、安心して働くことのできる職場風土の構築を目指すために、下記の通り申し入れますので、会社の誠意ある回答を求めます。

記

1. 原ノ町運輸区で発生している一部管理者によるハラスメント行為に対して、会社の見解を明らかにすること。また、あらゆるハラスメント事象に関しては厳正に対処し、二度と発生させないための具体的対策を講じること。

以 上